消防予第２０１号
平成２２年５月１１日

社団法人　全国消防機器協会会長　殿

消防庁予防課長

消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の
消防庁への報告について（依頼）

最近の重大製品事故を背景に、製品安全の確保に関する社会的認識が高まっているところですが、消防用設備等及び消防関係製品についても、製品欠陥や経年劣化等に起因する不具合･事故等が散見されるところです。

これを受け、消防庁では「消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について」（平成２２年３月３１日付け消防予第１５６号・消防危第５０号）により、全国の消防機関に対し、消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報を覚知した場合は、消防庁へ報告するよう通知したところです。

つきましては、貴協会においても、この趣旨をご理解の上、消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について、下記によりご協力いただきますよう貴傘下の事業所への周知・徹底をお願いいたします。

記

１　情報の種類

消防用設備等及び消防関係製品（エアゾール式簡易消火具、住宅用火災警報器、灯油ポリ容器等）の不具合・事故で、次のいずれかに該当する情報

（１）ア　不具合が直接原因となり、生命・身体・財産に被害が発生したもの。
イ　不具合が直接原因となり、生命・身体・財産に被害が発生するおそれが高いと判断したもの。
ウ　その他社会的影響が大きいと考えられる不具合・事故に関するもの。

（２）消火器、住宅用火災警報器等の悪質な訪問販売や詐欺等に関する情報

２　情報の提供時期

１に係る事故・事件等の発生後、速やかに報告するものとする。

３　情報の提供様式

別記様式

４　通知先

原則として、電話にて消防庁予防課まで一報を入れた後、別記様式をファクシミリ及び電子メールにより直接送信すること。

（消防庁予防課の連絡先）

TEL：03-5253-7523　FAX：03-5253-7533

E-mail：fdma-yoboujiko@soumu.go.jp

消防庁予防課設備係
担　当　：渡辺、塩谷、長松
Ｔ Ｅ Ｌ　：03-5253-7523
Ｆ Ａ Ｘ　：03-5253-7533

消防予第２０１号
平成２２年５月１１日

登録認定機関の長　　殿

消防庁予防課長

消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の
消防庁への報告について（依頼）

最近の重大製品事故を背景に、製品安全の確保に関する社会的認識が高まっているところですが、消防用設備等及び消防関係製品についても、製品欠陥や経年劣化等に起因する不具合･事故等が散見されるところです。

これを受け、消防庁では「消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について」（平成２２年３月３１日付け消防予第１５６号・消防危第５０号）により、全国の消防機関に対し、消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報を覚知した場合は、消防庁へ報告するよう通知したところです。

つきましては、各機関においても、この趣旨をご理解の上、消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について、下記によりご協力いただきますようお願いいたします。

記

１　情報の種類

消防用設備等及び消防関係製品（エアゾール式簡易消火具、住宅用火災警報器、灯油ポリ容器等）の不具合・事故で、次のいずれかに該当する情報

（１）ア　不具合が直接原因となり、生命・身体・財産に被害が発生したもの。
イ　不具合が直接原因となり、生命・身体・財産に被害が発生するおそれが高いと判断したもの。
ウ　その他社会的影響が大きいと考えられる不具合・事故に関するもの。

（２）消火器、住宅用火災警報器等の悪質な訪問販売や詐欺等に関する情報

２　情報の提供時期

１に係る事故・事件等の発生後、速やかに報告するものとする。

３　情報の提供様式

別記様式

４　通知先

原則として、電話にて消防庁予防課まで一報を入れた後、別記様式をファクシミリ及び電子メールにより直接送信すること。

（消防庁予防課の連絡先）

TEL：03-5253-7523　FAX：03-5253-7533

E-mail：fdma-yoboujiko@soumu.go.jp

消防庁予防課設備係
担　当　：渡辺、塩谷、長松
Ｔ Ｅ Ｌ　：03-5253-7523
Ｆ Ａ Ｘ　：03-5253-7533

消防予第２０１号
平成２２年５月１１日

日本消防検定協会　理事長　殿

消防庁予防課長

消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の
消防庁への報告について（依頼）

最近の重大製品事故を背景に、製品安全の確保に関する社会的認識が高まっているところですが、消防用設備等及び消防関係製品についても、製品欠陥や経年劣化等に起因する不具合･事故等が散見されるところです。

これを受け、消防庁では「消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について」（平成２２年３月３１日付け消防予第１５６号・消防危第５０号）により、全国の消防機関に対し、消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報を覚知した場合は、消防庁へ報告するよう通知したところです。

つきましては、貴協会においても、この趣旨をご理解の上、消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について、下記によりご協力いただきますよう貴傘下の事業所への周知・徹底をお願いいたします。

記

１　情報の種類

消防用設備等及び消防関係製品（エアゾール式簡易消火具、住宅用火災警報器、灯油ポリ容器等）の不具合・事故で、次のいずれかに該当する情報

（１）ア　不具合が直接原因となり、生命・身体・財産に被害が発生したもの。
イ　不具合が直接原因となり、生命・身体・財産に被害が発生するおそれが高いと判断したもの。
ウ　その他社会的影響が大きいと考えられる不具合・事故に関するもの。

（２）消火器、住宅用火災警報器等の悪質な訪問販売や詐欺等に関する情報

２　情報の提供時期

１に係る事故・事件等の発生後、速やかに報告するものとする。

３　情報の提供様式

別記様式

４　通知先

原則として、電話にて消防庁予防課まで一報を入れた後、別記様式をファクシミリ及び電子メールにより直接送信すること。

（消防庁予防課の連絡先）

TEL：03-5253-7523　FAX：03-5253-7533

E-mail：fdma-yoboujiko@soumu.go.jp

消防庁予防課設備係
担　当　：渡辺、塩谷、長松
Ｔ Ｅ Ｌ　：03-5253-7523
Ｆ Ａ Ｘ　：03-5253-7533

消　費　者　庁

消 費 者 事 故 等 情 報 通 知 様 式

1．本件の取り扱いについて

（本情報の機密性について、下記のいずれかに該当する場合のみ、チェックまたは〇を記入します。）

☐ 公益通報　　☐ 企業機密　　☐ 行政処分予定

2．通知者に関する事項

（通知主体の情報を記入します。消費者庁で受領後、担当者に内容を確認することがあります。）

① 通知主体
（行政機関名等）

担当者名：
所属部署：
電話番号：

記入不要

② 通知日時　　年　月　日　時　分頃　→　第　報

3．事故等の種別

（事故等の種別について、該当するものにチェックまたは〇を記入します。別添「用語説明」表１参照。）

安全分野（生命・身体被害）

☐ 重大事故等　　☐ 重大事故等以外

☐ 財産被害分野（表示・取引）

4．事故等が発生した日時・地域

（事故等が発生した年月日、時間および発生した都道府県・市町村を記入します。）

① 発生日時　　年　月　日　時　分頃

② 発生地域　（都道府県等）　　（市町村）

5．事故等が発生した場所

（事故等が発生した場所について、「施設等の場所」から該当するものにチェックまたは〇を記入し、「施設内の場所」に該当する項目があればチェック等を記入します。それぞれ該当するものがない場合は「その他」にチェック等を記入し、その内容を（　）に記入します。）

施設等の場所

☐ 住宅　☐ 店舗・商業施設　☐ 学校　☐ 病院・福祉施設　☐ 公園
☐ 道路　☐ 公共施設　☐ 海・山・川等自然環境　☐ 車内・機内・船内
☐ その他 →　（　　）

施設内の場所

☐ 階段　☐ 浴槽・風呂場　☐ 台所　☐ 玄関　☐ 居室
☐ 洗面所　☐ ベランダ　☐ 庭　☐ 廊下　☐ 昇降機（ｴﾚﾍﾞｰﾀ）
☐ ｴｽｶﾚｰﾀ　☐ 動く歩道　☐ 自動ドア　☐ 回転扉
☐ その他 →　（　　）

6．情報を得た日時

（本件の情報を得た年月日および時間を記入します。）

情報を得た日時　　年　月　日　時　分頃

記入不要

7．情報を得た方法

（本件の情報を得た方法について、該当するものにチェックまたは〇を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは〇を記入し、その方法を（　）に記入します。）

□ 来所　□ 電話　□ ＦＡＸ　□ 文書（手紙等含む）

□ 電子メール　□ その他 →　（　　）

8．情報提供者

（本件の情報提供者について、該当するものにチェックまたは〇を記入し、氏名または名称、連絡先を記入します。）

□ 消費者　□ 公益通報者　□ 職権探知

□ 事業者（製造）　□ 事業者（販売）　□ 事業者（同業他者等その他）

情報提供者の氏名または事業者名 →

情報提供者の住所 →

情報提供者の電話番号 →

消費者庁からの直接連絡（可・不可）　□

□ 情報提供者不明・匿名希望（情報提供者が消費者庁への個人情報通知を望まない場合を含む）

9．被害者（負傷者・契約当事者 等）

（①では、被害者が「情報提供者自身」であるのか「情報提供者以外」であるのか、該当するものすべてにチェックまたは〇を記入します。②では、被害者の各属性別の人数を記入します。）

① 被害者は…　□ 情報提供者自身　□ 情報提供者以外

② 相談者を含めた被害者数　□ 人

性別人数	男性	□ 人	女性	□ 人					
年齢別人数	0歳以下	□ 人	1歳以下	□ 人	2歳以上5歳未満	□ 人	10歳未満	□ 人	
	10歳代	□ 人	20歳代	□ 人	30歳代	□ 人	40歳代	□ 人	
	50歳代	□ 人	60歳代	□ 人	70歳代	□ 人	80歳以上	□ 人	
職業別人数	給与生活者	□ 人	自営業・自由業者	□ 人	家事従事者	□ 人	高校生以上の学生	□ 人	
	中学生	□ 人	小学生	□ 人	保育幼稚園児	□ 人	未就園児	□ 人	
	無職	□ 人	その他	□ 人	不明	□ 人			

10．事故等の原因の特定情報

（①では事故等の原因となった事業者の属性について、該当するものにチェックまたは〇を記入し、②③では事故等の原因となった商品・役務名および型番をわかる範囲で記入します。）

① 事業者の属性

□ 製造業者・輸入業者 →　名称（　　）

□ 販売業者等（購入先・契約先） →　名称（　　）

□ 信用供与者（信販、ｸﾚｼﾞｯﾄ、ﾘｰｽ等） →　名称（　　）

□ 工事業・修理業者 →　名称（　　）

□ その他 →　名称（　　）

② 商品・役務名　　③ 型式・ロット番号

【安全分野】

11. 安全分野の事故等の種別

（安全分野の事故等の種別について、該当するものにチェックまたは〇を記入します。）

☐ 事故情報　　☐ ヒヤリハット情報

12. 安全分野の事故等の種類

（安全分野の事故等の種類について、該当するものにチェックまたは〇を記入します。別添「用語説明」表２参照。）

☐ 死亡　☐ 負傷・疾病　☐ 一酸化炭素中毒

☐ 安全基準不適合　☐ 飲食物の異常　☐ 飲食物以外の異常　☐ 窒息等の危険

☐ 火災等の異常な事態

13. 安全分野の事故等の内容

（安全分野の事故等の内容について、該当するものにチェックまたは〇を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは〇を記入し、その態様を（　）に記入します。）

☐ 火災事故　☐ 発煙・発火・過熱　☐ 点火・燃焼・消火不良　☐ 破裂

☐ ガス爆発　☐ ガス漏れ　☐ 燃料・液漏れ等　☐ 化学物質による危険

☐ 漏電・電波等の障害　☐ 製品破損　☐ 部品脱落　☐ 機能故障

☐ 転落・転倒・不安定　☐ 操作・使用性の欠落　☐ 交通事故　☐ 誤飲

☐ 中毒事故　☐ 異物の混入　☐ 腐敗・変質

☐ その他 →　（　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　）

14. 安全分野の事故等の原因

（安全分野の事故等の原因について、該当するものにチェックまたは〇を記入します。）

☐ 製品自体の不良　☐ 表示又は取扱説明書の不備

☐ 製品自体の不良　☐ 表示の不備

☐ 経年劣化　☐ 業者の設置・施行不良

☐ 業者の修理不良　☐ 業者輸送中の取扱いの不備

☐ 消費者の誤使用　☐ 消費者の不注意

☐ 消費者の設置・施行不良　☐ 消費者の修理不良

☐ 製品には起因しない偶発的事故　☐ その他

☐ 原因不明　☐ 調査中

☐ 調査不能

原因調査機関 → ☐

15. 安全分野の事故等の品目

（安全分野の事故等の品目について、該当するものにチェックまたは〇を記入します。）

□ 食料品	□ 家電製品	□ 住居品	□ 文具・娯楽用品
□ 光熱水品	□ 被服品	□ 保健衛生品	□ 車両・乗り物
□ 建設・設備	□ 保険・福祉サービス		
□ その他 → （ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）			

16. 被害の状況

（安全分野の事故等の被害の状況について、該当するものにチェックまたは〇を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは〇を記入し、その被害の状況を（ ）に記入します。）

□ 骨折	□ 脱臼・捻挫	□ 切断	□ 擦過傷・挫傷・打撲傷
□ 刺傷・切傷	□ 頭蓋(内)損傷	□ 内臓損傷	□ 神経・脊髄の損傷
□ 筋・腱の損傷	□ 窒息	□ 熱傷	□ 凍傷
□ 皮膚障害	□ 感電障害	□ 一酸化炭素中毒	□ 食中毒
□ その他の中毒	□ 感覚機能の低下	□ 呼吸器障害	□ 消化器障害
□ その他 → （ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）			

17. 安全分野の事故等の態様（事故等の詳細）

（安全分野の事故等の内容、被害の状況について、詳細を記載します。）

【財産被害分野】

18. 財産被害分野の事故等の種類

（財産被害分野の事故等の種類について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を（　）に記入します。別添「用語説明」表３参照。）

- □ 虚偽・誇大な広告・表示
- □ 不実告知・事実不告知
- □ 断定的判断の提供
- □ 不退去・退去妨害
- □ 消費者を欺き、威迫し、困惑させる
- □ 事業者の損害賠償責任等を免除する契約条項
- □ 損害賠償請求の制限違反
- □ キャンセル料の制限違反
- □ 法によって無効とされる契約条項
- □ その他消費者の利益を一方的に害する契約条項
- □ 履行拒否・履行遅延
- □ 不当景品
- □ 不招請勧誘
- □ 適合性原則違反
- □ 書面交付義務違反
- □ 説明義務違反
- □ その他 →　（　　）

19. 財産被害分野の事故等の分野

（財産被害分野の事故等の分野について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を（　）に記入します。別添「用語説明」表４参照。）

- □ 商品
- □ 役務
- □ 先物
- □ 金融・投資
- □ 賃貸借
- □ 多重債務
- □ 架空請求
- □ 過量販売
- □ その他 →　（　　）

20. 財産被害分野の事故等の態様（販売購入形態）

（財産被害分野の事故等の様態について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を（　）に記入します。別添「用語説明」表５参照。）

- □ 店舗購入
- □ 訪問販売
- □ キャッチセールス
- □ アポイントメントセールス
- □ 通信販売
- □ インターネットショッピング
- □ インターネットオークション
- □ テレビショッピング
- □ 電話勧誘販売
- □ マルチ・マルチまがい
- □ 業務提供誘因販売
- □ 特定継続的役務提供
- □ ネガティブ・オプション
- □ その他 →　（　　）

21. 財産被害分野の事故等の態様（契約の成否）

（財産被害分野の事故等の契約の成否について、該当するものにチェックまたは○を記入します。）

- □ 既に契約・申込した
- □ まだ契約・申込していない
- □ 不明

22. 財産被害分野の事故等の態様（信用供与の有無）

（財産被害分野の事故等の様態について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を（　）に記入します。別添「用語説明」表６参照。）

- □ 現金
- □ 自社割賦
- □ 包括信用購入あっせん(クレジットカード)
- □ 個別信用購入あっせん
- □ 借金
- □ その他 →　（　　）

23. 財産被害分野の事故等の態様（被害金額）

（財産被害分野の事故等で被害に遭った、または、被害に遭いそうになった金額を記入します。該当するものがない場合は「その他」に金額を記入し、その内容を（ ）内に記入します。）

既払い金額 → [ ] 円

商品・役務自体の金額 → [ ] 円

申込金 → [ ] 円

クレジット等手数料 → [ ] 円

その他 { [ ] 円 （ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ）

[ ] 円 （ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ）

[ ] 円 （ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ）

[ ] 被害金額は不明

24. 財産被害分野の事故等の態様（事故等の詳細）

（財産分野の事故等の態様について、詳細を記載します。）

25. 通知するとした判断理由（重大事故等以外の消費者事故等のみ記入）

（通知すると判断した理由について、自由に記載します。）

26. 関連事項（重大事故等以外の消費者事故等のみ記入）

（関連する事項があれば、自由に記載します。）

27. その他特記事項

（その他特記すべき事項について、自由に記載します。）

別紙

消費者事故等情報通知様式 用語説明

表１　「３．事故等の種別」に関する用語の定義等

選択肢の用語	定義（概要）	備考
安全分野（生命・身体被害）	①消費者が、事業者が提供等する商品・役務・施設・工作物等を使用等して、現に、生命または身体に次のいずれかの被害が発生した場合 ⅰ）死亡 ⅱ）治療期間１日以上の負傷、疾病 ⅲ）一酸化炭素中毒 ②消費者が、通常有すべき安全性を欠く商品・役務等を使用等した場合であって、以下のいずれかの事態に該当する場合（いわゆるヒヤリハット事案） ⅰ）安全基準不適合 ⅱ）飲食物以外の物品に、破損・故障・汚染・変質等の劣化や加熱・異常音等の異常が生じた事態 ⅲ）飲食物に、腐敗・不潔・病原体による汚染、有毒・有害物質の含有・付着、異物の混入・添加、異臭、容器・包装の破損等の異常が生じた事態 ⅳ）窒息その他生命・身体に著しい危険が生じた事態	法２条５項１号、２号 政令１条、２条
重大事故等	①’上記の①の事故により、次のいずれかの被害が発生した場合 ⅰ）死亡 ⅱ）治療期間30日以上の負傷・疾病、一定程度の後遺障害 ⅲ）一酸化炭素中毒 ②’消費者が通常有すべき安全性を欠く商品・役務を使用等した場合であって、①’の被害を発生させるおそれがあるものとして、以下のいずれかの事態に該当する場合（いわゆるヒヤリハット事案） ⅰ）安全基準に違反し、かつ飲食物以外の物品等の重要な部分に破損・故障・汚染・変質等の劣化が生じた事態 ⅱ）安全基準に違反し、飲食物に毒物・劇物等が含有・付着した事態 ⅲ）窒息その他生命・身体に著しい危険が生じた事態 ⅳ）火災その他の著しく異常な事態	法２条６項 政令４条、５条 府令５条、６条
財産被害分野（表示・取引）	虚偽または誇大な表示や広告、不当勧誘・契約条項など、表示や取引に関するもの。	法２条５項３号 政令３条 府令２条、３条、４条

（備考）詳細な解説は、「消費者安全法の解釈に関する考え方」を参照。

表２　【安全分野】「12. 安全分野の事故等の種類」に関する用語の定義等

選択肢の用語	定義	備考
死亡	死亡事故。	
負傷・疾病	負傷・疾病事故。	
一酸化炭素中毒	一酸化炭素中毒事故。	
安全基準不適合	法律の規定に基づいて決められた安全基準に適合していない事態。	
飲食物の異常	飲食物の腐敗・不潔・病原体による汚染、有毒・有害物質の含有・付着、異物の混入・添加、異臭、容器・包装の破損などをいう。	
飲食物以外の異常	飲食物以外の物品等の破損・故障・汚染・変質その他の劣化や過熱・異常音等の異常をいう。	
窒息等の危険	窒息等の生命・身体に対する危険。	
火災等の異常な事態	火災等の事態。	

（備考）詳細な解説は、「消費者安全法の解釈に関する考え方」を参照。

表３　【財産被害分野】「18. 財産被害分野の事故等の種類」に関する用語の定義等

選択肢の用語	定義（概要）	備考
虚偽・誇大な広告・表示	消費者の判断を迷わすような嘘や大げさな広告または表示。	政令３条１号
不実告知・事実不告知	消費者に対し事実でないことを告げること、または、わざと事実を告げないこと。	政令３条２号イ、同条４号イ
断定的判断の提供	将来どうなるか分からない事項について断定的に説明すること。	政令３条２号ロ、同条４号イ
不退去・退去妨害	消費者の自宅や職場に来てなかなか帰ってくれないこと、または、店舗等から消費者をなかなか帰らせないこと。	政令３条２号ハ、ニ、同条４号イ
消費者を欺き、威迫し、困惑させる	消費者を、騙して誤解させたり、脅して困らせ不安を感じさせること。	政令３条３号
事業者の損害賠償責任等を免除する契約条項	①事業者の損害賠償責任や瑕疵担保責任を全部免除する条項。 ②事業者が、わざともしくは重大なミスで契約違反をしたにもかかわらず損害賠償責任を一部を免除する条項。	政令３条４号
損害賠償請求の制限違反	消費者が代金の支払いを怠った場合に、不当に高い損害賠償金を課す契約条項	政令３条４号ロ、府令４条２号
キャンセル料の制限違反	不当に高いキャンセル料を消費者に課す契約条項	政令３条４号ロ、府令４条３号
法によって無効とされる契約条項	法律の定めに反して消費者に不利な契約条項であって法律によって無効とされるもの。	政令３条４号ロ、府令３条
その他消費者の利益を一方的に害する契約条項	権利を制限し、義務を加重する契約条項。	政令３条４号ロ
履行拒否・履行遅延	契約または契約解除・解約したものを正当な理由なく履行しない、または、履行を遅らせること。	政令３条５号
不当景品	景品表示法に違反する過大な景品を提供すること。	政令３条６号
不招請勧誘	「契約しない」と言っている消費者に対し勧誘を続けること等。	府令４条１号
適合性原則違反	消費者の知識、経験、財産等に照らして不相当な契約を締結すること。	府令４条１号
書面交付義務違反	消費者が契約内容を明確に理解するため、又は消費者が義務を果たしたことを明確にするために一定の要件を満たした書面を交付すべきと法律で定められているにもかかわらず書面交付を怠ること。	府令４条１号、２号
説明義務違反	消費者に説明しなければならない内容をしなかったこと。	府令４条１号
その他	その他	

（備考）１．詳細な解説は、「消費者安全法の解釈に関する考え方」を参照。
２．消費者事故等に該当する可能性のある情報について、法律の専門的知識を有しない者にも分かりやすい目安を示すものであって、消費者安全法等の厳密な法解釈を示すものではない。

表４　【財産被害分野】「19. 財産被害分野の事故等の分野」に関する用語の定義等

選択肢の用語	定義（概要）	備考
商　　品	商品の購入に関する契約の勧誘や解約のトラブル等	
役　　務	サービスに関する契約の勧誘や解約のトラブル等	
先　　物	いつ、何を、いくらで売買するという未来の取引を約束するものに関するトラブル等。	
金融・投資	金融・投資に関する取引に関するトラブル等。	
賃貸借	不動産の賃貸借契約に関するトラブル等。	
多重債務	消費者が、到底返しきれないほどの借金を負ってしまうこと。	
架空請求	不特定多数の人に対して支払い根拠のない請求をして、お金を騙し取るもの。	
過量販売	消費者に、到底必要がないと思われる量の商品やサービス等を販売すること。次々販売等。	
そ の 他	その他	

表５　【財産被害分野】「20. 財産被害分野の事故等の態様（販売購入形態）」に関する用語の定義等

選択肢の用語	定義（概要）	備考
店舗購入	消費者が事業者の店舗で商品・サービスを購入すること。	
訪問販売	消費者の家庭を訪問し販売又は販売の勧誘をすること。	
キャッチセールス	路上や街頭などで消費者を呼び止め、営業所などの建物に同行させて勧誘を行うこと。	
アポイントメントセールス	電話やハガキなどで販売目的を告げずに呼び出して、高額な契約を迫る商法。	
通信販売	新聞、雑誌、カタログ等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申し込みを受ける取引。	
インターネットショッピング	インターネット上で商品やサービスを購入する取引。インターネットオークションを除く。	
インターネットオークション	インターネット上のいわゆるオークションサイト等を利用する取引。	
テレビショッピング	電話、郵便、インターネットなどの通信手段を用いて商品やサービスを販売すること。	
電話勧誘販売	電話で商品やサービスの勧誘をし、消費者から申し込みを受ける取引。電話をいったん切った後に消費者から電話や郵便で申し込みをする場合を含む。	
マルチ・マルチまがい	販売組織に加入し、購入した商品などを知人などに売ることによって組織に勧誘し、それぞれがさらに加入者を増やすことによってマージンが入るとうたう商法。	
業務提供誘因販売	仕事の紹介や、仕事の情報を提供するために必要だと言って商品やサービス、登録料などの名目で金銭を支払わせるもの（内職商法）。	
特定継続的役務提供	エステティック、外国語会話教室、パソコン教室、学習塾、家庭教師、結婚相手紹介サービス。	
ネガティブ・オプション	商品を一方的に送り付け、消費者が受け取った以上、購入しなければならないと勘違いして支払うことを狙った商法。	
そ の 他	その他	

（備考）消費者事故等に該当する可能性のある情報について、法律の専門的知識を有しない者にも分かりやすい目安を示すものであって、特定商取引に関する法律等の厳密な法解釈を示すものではない。

表６　【財産被害分野】「22. 財産被害分野の事故等の態様（信用供与の有無）」に関する用語の定義等

選択肢の用語	定義（概要）	備考
現　　金	現金払い	
自　社　割　賦	販売店等に分割払いの方法で支払うこと。但し2ヶ月以上にわたって3回以上に分割して支払う場合に限る。	
包括信用購入あっせん（クレジットカード）	クレジットカード等を使用して支払う方法。但し、翌月１回払（単なる決済手段としての利用）を除く。	
個別信用購入あっせん	クレジットカード等を使わず、契約ごとに信用調査が行われる信販契約やクレジット契約を利用して支払う方法（分割期間、日数を問わない）。	
借　　金	借金	
そ　の　他	その他	

（備考）消費者事故等に該当する可能性のある情報について、法律の専門的知識を有しない者にも分かりやすい目安を示すものであって、割賦販売法等の厳密な法解釈を示すものではない。

消費者事故等情報通知様式の記入要領

◎はじめに
① 原則として、同一項目について複数回答が可能です。
② すべての項目を埋めていただく必要はありません。可能な範囲でご記入下さい。

記入すべき項目について

<u>消防用設備等及び消防関係製品（エアゾール式簡易消火具、住宅用火災警報器、灯油ポリ容器等）の不具合・事故で、次のいずれかに該当する情報</u>

ア 不具合が直接原因となり、生命・身体・財産に被害が発生したもの。
イ 不具合が直接原因となり、生命・身体・財産に被害が発生するおそれが高いと判断したもの。
ウ その他社会的影響が大きいと考えられる不具合・事故に関するもの。

→ 安全分野

項目１～１０（１，２ページ目）、
項目１１～１７（３，４ページ目）、
項目２７（７ページ目）
を記入

重大事故等以外であれば、

項目２５～２６（７ページ目）
を記入

<u>消火器、住宅用火災警報器等の悪質な訪問販売や詐欺等に関する情報</u>

→ 財産被害分野

項目１～１０（１，２ページ目）、
項目１８～２４（５，６ページ目）、
項目２５～２７（７ページ目）
を記入

項目１～７（１ページ目）

安全分野、財産被害分野　共通

消　費　者　庁

消 費 者 事 故 等 情 報 通 知 様 式

１．本件の取り扱いについて

（本情報の機密性について、下記のいずれかに該当する場合のみ、チェックまたは○を記入します。）

□ 公益通報　　□ 企業機密　　□ 行政処分予定

２．通知者に関する事項

（通知主体の情報を記入します。消費者庁で受領後、担当者に内容を確認することがあります。）

① 通知主体（行政機関名等）：○○○消防本部

担当者名：消防　太郎
所属部署：予防部予防課
電話番号：00-000-0000

② 通知日時：2010 年 3 月 24 日 13 時 00 分頃 ⇨ 第 1 報

３．事故等の種別

（事故等の種別について、該当するものにチェックまたは○を記入します。別添「用語説明」表１参照。）

安全分野（生命・身体被害）
□ 重大事故等　　○ 重大事故等以外

□ 財産被害分野（表示・取引）

４．事故等が発生した日時・地域

（事故等が発生した年月日、時間および発生した都道府県・市町村を記入します。）

① 発生日時：2010 年 3 月 24 日 11 時 30 分頃

② 発生地域　（都道府県等）：○○県　（市町村）：○○○市

５．事故等が発生した場所

（事故等が発生した場所について、「施設等の場所」から該当するものにチェックまたは○を記入し、「施設内の場所」に該当する項目があればチェック等を記入します。それぞれ該当するものがない場合は「その他」にチェック等を記入し、その内容を（　）に記入します。）

施設等の場所
- ○ 住宅　□ 店舗・商業施設　□ 学校　□ 病院・福祉施設　□ 公園
- □ 道路　□ 公共施設　□ 海・山・川等自然環境　□ 車内・機内・船内
- □ その他 →（　　）

施設内の場所
- □ 階段　□ 浴槽・風呂場　□ 台所　□ 玄関　□ 居室
- □ 洗面所　□ ベランダ　○ 庭　□ 廊下　□ 昇降機（ｴﾚﾍﾞｰﾀ）
- □ ｴｽｶﾚｰﾀ　□ 動く歩道　□ 自動ドア　□ 回転扉
- □ その他 →（　　）

６．情報を得た日時

（本件の情報を得た年月日および時間を記入します。）

情報を得た日時：2010 年 3 月 24 日 12 時 00 分頃

これらのいずれかを選択した場合、用紙右上の欄に「**機密情報**」の文字が自動的に表示されます。

基本的に各項目の下に括弧書きしてある指示に従い、記入して下さい。

項目７～１０（２ページ目）

安全分野、財産被害分野　共通

７．情報を得た方法

（本件の情報を得た方法について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その方法を（　）に記入します。）

□ 来所　　○ 電話　　□ ＦＡＸ　　□ 文書（手紙等含む）

□ 電子メール　　□ その他 →　（　　）

８．情報提供者

（本件の情報提供者について、該当するものにチェックまたは○を記入し、氏名または名称、連絡先を記入します。）

○ 消費者　　□ 公益通報者　　□ 職権探知

□ 事業者（製造）　　□ 事業者（販売）　　□ 事業者（同業他者等その他）

情報提供者の氏名または事業者名 → 予防　次郎

情報提供者の住所 → ○○○市○○町○丁目○－○

情報提供者の電話番号 → 090-000-0000

消費者庁からの直接連絡（可・不可）：可

□ 情報提供者不明・匿名希望（情報提供者が消費者庁への個人情報通知を望まない場合を含む）

９．被害者（負傷者・契約当事者 等）

（①では、被害者が「情報提供者自身」であるのか「情報提供者以外」であるのか、該当するものすべてにチェックまたは○を記入します。②では、被害者の各属性別の人数を記入します。）

① 被害者は…　○ 情報提供者自身　　□ 情報提供者以外

② 相談者を含めた被害者数　1　人

性別人数	男性	1 人	女性	人					
年齢別人数	０歳以下	人	１歳以下	人	２歳以上５歳未満	人	10歳未満	人	
	10歳代	人	20歳代	1 人	30歳代	人	40歳代	人	
	50歳代	人	60歳代	人	70歳代	人	80歳以上	人	
職業別人数	給与生活者	人	自営業・自由業者	人	家事従事者	人	高校生以上の学生	1 人	
	中学生	人	小学生	人	保育幼稚園児	人	未就園児	人	
	無職	人	その他	人	不明	人			

10．事故等の原因の特定情報

（①では事故等の原因となった事業者の属性について、該当するものにチェックまたは○を記入し、②③では事故等の原因となった商品・役務名および型番をわかる範囲で記入します。）

① 事業者の属性

○ 製造業者・輸入業者 → 名称（○○株式会社）

□ 販売業者等（購入先・契約先） → 名称（　　）

□ 信用供与者（信販、ｸﾚｼﾞｯﾄ、ﾘｰｽ等） → 名称（　　）

□ 工事業・修理業者 → 名称（　　）

□ その他 → 名称（　　）

② 商品・役務名　加圧式粉末ＡＢＣ消火器　　③ 型式・ロット番号　○○－○○○　消自第○○～○○○号　●●年製

火災原因調査や立入検査等において知り得た情報であるものが該当します。

貴機関に対する情報提供者に、消費者庁から直接連絡をしても良いか否かを記入してください。
迅速・的確な措置のためには、情報提供者に対する事実確認が重要です。貴機関におかれましては、消費者庁が直接ご連絡させていただけるよう、できるかぎり情報提供者のご理解を得ていただきますよう、お願いします。

項目１１～１４（３ページ目）

安全分野

【安全分野】

11. 安全分野の事故等の種別

（安全分野の事故等の種別について、該当するものにチェックまたは○を記入します。）

○ 事故情報　　□ ヒヤリハット情報

12. 安全分野の事故等の種類

（安全分野の事故等の種類について、該当するものにチェックまたは○を記入します。別添「用語説明」表２参照。）

□ 死亡　○ 負傷・疾病　□ 一酸化炭素中毒

□ 安全基準不適合　□ 飲食物の異常　□ 飲食物以外の異常　□ 窒息等の危険

□ 火災等の異常な事態

13. 安全分野の事故等の内容

（安全分野の事故等の内容について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その態様を（ ）に記入します。）

□ 火災事故　□ 発煙・発火・過熱　□ 点火・燃焼・消火不良　○ 破裂

□ ガス爆発　□ ガス漏れ　□ 燃料・液漏れ等　□ 化学物質による危険

□ 漏電・電波等の障害　□ 製品破損　□ 部品脱落　□ 機能故障

□ 転落・転倒・不安定　□ 操作・使用性の欠落　□ 交通事故　□ 誤飲

□ 中毒事故　□ 異物の混入　□ 腐敗・変質

□ その他 → （　　）

14. 安全分野の事故等の原因

（安全分野の事故等の原因について、該当するものにチェックまたは○を記入します。）

□ 製品自体の不良　□ 表示又は取扱説明書の不備

□ 製品自体の不良　□ 表示の不備

○ 経年劣化　□ 業者の設置・施行不良

□ 業者の修理不良　□ 業者輸送中の取扱いの不備

□ 消費者の誤使用　□ 消費者の不注意

□ 消費者の設置・施行不良　□ 消費者の修理不良

□ 製品には起因しない偶発的事故　□ その他

□ 原因不明　□ 調査中

□ 調査不能

原因調査機関 →

それぞれ以下のものが該当します。

事故情報
別添「用語説明」表１の定義欄における①及び①´に該当するもの。

ヒヤリハット情報
別添「用語説明」表１の定義欄における②及び②´に該当するもの。

項目１５～１７（４ページ目）

安全分野

15. 安全分野の事故等の品目

（安全分野の事故等の品目について、該当するものにチェックまたは○を記入します。）

□ 食料品	□ 家電製品	○ 住居品	□ 文具・娯楽用品
□ 光熱水品	□ 被服品	□ 保健衛生品	□ 車両・乗り物
□ 建設・設備	□ 保険・福祉サービス		
□ その他 → （ ）			

16. 被害の状況

（安全分野の事故等の被害の状況について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その被害の状況を（ ）に記入します。）

□ 骨折	□ 脱臼・捻挫	□ 切断	□ 擦過傷・挫傷・打撲傷
○ 刺傷・切傷	□ 頭蓋(内)損傷	□ 内臓損傷	□ 神経・脊髄の損傷
□ 筋・腱の損傷	□ 窒息	□ 熱傷	□ 凍傷
□ 皮膚障害	□ 感電障害	□ 一酸化炭素中毒	□ 食中毒
□ その他の中毒	□ 感覚機能の低下	□ 呼吸器障害	□ 消化器障害
□ その他 → （ ）			

17. 安全分野の事故等の態様（事故等の詳細）

（安全分野の事故等の内容、被害の状況について、詳細を記載します。）

長期に自宅軒下に放置されていた腐食劣化した消火器を操作したところ破裂。破片が周囲に飛び散り、被害者の足に接触。全治２日の軽傷。
1　発生場所　　○○県○○市　自宅庭
2　負傷者の情報　平成○○年○月○日生　○○歳・男　軽症
3　負傷者の症状　右足の小指に切傷
4　搬送先　　なし　（近隣の食堂にて手当）
5　事故詳細　　１０年程前から軒下付近に消火器が放置されており、かなり底部が腐食していたとのこと。
住民が廃棄しようとして放射操作を行ったところ、破裂して腐食したもの。

別添
・現場地図
・現場写真

必ず、記入してください。この項目はチェック項目に付随するものではなく、消費者安全法に基づく通知の主要項目であるとご理解ください。
用語の指定等はありませんので自由に書き込んでいただいて結構です。
チェック等の項目で正確に伝えられない事項があった場合もこの欄で補足説明をお願いします。

項目１８～２２（５ページ目）

財産被害分野

【財産被害分野】

18. 財産被害分野の事故等の種類

（財産被害分野の事故等の種類について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を（ ）に記入します。別添「用語説明」表３参照。）

□ 虚偽・誇大な広告・表示	○ 不実告知・事実不告知	□ 断定的判断の提供	□ 不退去・退去妨害
□ 消費者を欺き、威迫し、困惑させる	□ 事業者の損害賠償責任等を免除する契約条項	□ 損害賠償請求の制限違反	□ キャンセル料の制限違反
□ 法によって無効とされる契約条項	□ その他消費者の利益を一方的に害する契約条項	□ 履行拒否・履行遅延	□ 不当景品
□ 不招請勧誘	□ 適合性原則違反	□ 書面交付義務違反	□ 説明義務違反

□ その他 → （ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）

19. 財産被害分野の事故等の分野

（財産被害分野の事故等の分野について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を（ ）に記入します。別添「用語説明」表４参照。）

□ 商品	○ 役務	□ 先物	□ 金融・投資
□ 賃貸借	□ 多重債務	□ 架空請求	□ 過量販売

□ その他 → （ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）

20. 財産被害分野の事故等の態様（販売購入形態）

（財産被害分野の事故等の様態について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を（ ）に記入します。別添「用語説明」表５参照。）

□ 店舗購入	□ 訪問販売	□ キャッチセールス	□ アポイントメントセールス
□ 通信販売	□ インターネットショッピング	□ インターネットオークション	□ テレビショッピング
□ 電話勧誘販売	□ マルチ・マルチまがい	□ 業務提供誘因販売	○ 特定継続的役務提供
□ ネガティブ・オプション	□ その他 → （ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）		

21. 財産被害分野の事故等の態様（契約の成否）

（財産被害分野の事故等の契約の成否について、該当するものにチェックまたは○を記入します。）

○ 既に契約・申込した　□ まだ契約・申込していない　□ 不明

22. 財産被害分野の事故等の態様（信用供与の有無）

（財産被害分野の事故等の様態について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を（ ）に記入します。別添「用語説明」表６参照。）

○ 現金	□ 自社割賦	□ 包括信用購入あっせん(クレジットカード)	□ 個別信用購入あっせん
□ 借金	□ その他 → （ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）		

項目２３～２４（６ページ目）

財産被害分野

23. 財産被害分野の事故等の態様（被害金額）

（財産被害分野の事故等で被害に遭った、または、被害に遭いそうになった金額を記入します。該当するものがない場合は「その他」に金額を記入し、その内容を（ ）内に記入します。）

既払い金額	→	2,000,000	円
商品・役務自体の金額	→	2,000,000	円
申込金	→		円
クレジット等手数料	→		円
その他			円（ ）
			円（ ）
			円（ ）

☐ 被害金額は不明

24. 財産被害分野の事故等の態様（事故等の詳細）

（財産分野の事故等の態様について、詳細を記載します。）

〇〇〇市では、平成２１年１０月１日から住宅用火災警報器の一般住宅への設置が義務付けられており、被害者は平成２１年１１月にホームセンターで住宅用火災警報器４個を購入、設置した。
平成２２年１月に〇〇設備点検業社を名乗る若い男から、被害者自宅に電話があり、「住宅用火災警報器は半年に一度の点検を要し、点検は消防設備士の免状を持つ者しか行えない。」と言われた。また、「点検の義務を怠ると、消防法を違反したとして拘留される」とも言われ、被害者は怖くなり、〇×設備点検業者に３年間分の点検業務を委託した。業務委託料は総額２００万円であり、現金で一括払いするように言われ、後日、被害者宅まで集金に来た６０代くらいの男に現金で２００万円渡した。後日、点検に関する日程を調整しようと、契約書に書かれた電話番号に連絡すると、全く関係のないスーパーマーケットの代表番号につながった。
連絡がとれず、点検を行いに来る様子もないので、平成２２年３月２４日に〇〇〇市消防本部×〇署窓口へ来訪。

参考：住宅用火災警報器の点検は法的に義務づけられてはいない。
　　住宅用火災警報器の点検に関しては、有資格者に限定されたものではない。（一般人が行うことも可能。）

必ず、記入してください。この項目はチェック項目に付随するものではなく、消費者安全法に基づく通知の主要項目であるとご理解ください。
用語の指定等はありませんので自由に書き込んでいただいて結構です。
チェック等の項目で正確に伝えられない事項があった場合もこの欄で補足説明をお願いします。

項目２５～２６（７ページ目）

安全分野、財産被害分野　共通

25. 通知するとした判断理由（重大事故等以外の消費者事故等のみ記入）

（通知すると判断した理由について、自由に記載します。）

同様の被害が、近隣の○×市で５件、××町で７件発生しており、今後さらに被害が拡大する可能性があるため。

26. 関連事項（重大事故等以外の消費者事故等のみ記入）

（関連する事項があれば、自由に記載します。）

○×市で発生した同様な５件の被害のうち、２件は○×設備点検業社を名乗る二人組による犯行である。

27. その他特記事項

（その他特記すべき事項について、自由に記載します。）

消費者が持参した契約所のコピーを添付する。

重大事故等以外の消費者事故等のみ記入してください。

その他特記事項があればご記入下さい。